

【フィリピン】コロナ禍での協同組合の組織強化—地方自治法の改正—

海外立法情報課 日野 智豪

* 2021年4月9日、地方自治法が改正された。改正法は、コロナ禍での協同組合の組織強化のため、州及び市町村レベルで協同組合開発責任者を配置することを義務付けるものである。

1 地方自治法改正の背景・経緯

地方分権化及び地方自治体への権限委譲の強化を推進する1991年地方自治法¹（以下「1991年法」）は、地方自治体と協同組合の連携についても規定している。1991年法は、地方自治体²に、①町村レベルでは協同組合を中心とした地域流通経路の改善及び開発、②州レベルでは農業・漁業協同組合の組織化に対する支援等を含む農業普及及び現地調査に関する行政サービス等の効率的な提供を義務付けている（第17条）。しかし、1991年法では、行政サービス等の効率的な提供を担う「協同組合担当官（Cooperatives Officer: CO）」の任命については、州及び市レベルでは任意とされており（第487条）、現在のコロナパンデミックにより打撃を受けた経済の回復及びフィリピン国民の生活向上を後押しするため、地方自治体における協同組合の更なる組織強化が必要とされていた³。

このような状況の中、2021年4月9日、全6か条から成る「州及び市町村レベルで協同組合開発責任者（Cooperatives Development Officer: CDO）⁴の配置を義務付け、その目的のために、フィリピン共和国法第7160号、別名「1991年地方自治法」を改正する法律⁵」（以下「改正法」）が成立した（同年4月14日公布、同月29日施行）。この改正により、1991年法で規定されるCOに代わって、新たにCDOが配置される。

2 主な改正内容

主な改正は、町村職員に関する規定（1991年法第443条）、市職員に関する規定（同法第454条）、州政府職員に関する規定（同法第463条）、CDOの要件、権限及び責任に関する規定（同法第487条）の改正である。以下、1991年法第487条の改正について紹介する。

(1) CDOの資格要件

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年9月9日である。

¹ Local Government Code of 1991 (R.A.7160). <<https://www.officialgazette.gov.ph/1991/10/10/republic-act-no-7160/>>

² フィリピン共和国憲法は、地方自治体を 州、市、町村及びバラングイ（フィリピンで一番小さな行政単位）と規定している（第10条第1節）。The Constitution of the Republic of the Philippines. <<https://www.officialgazette.gov.ph/constitutions/1987-constitution/>> なお、2021年6月30日現在、地方自治体の数は、州81、市146、町村1,488、バラングイ42,046である。“PSGC Second Quarter 2021 Updates: Correction of Names of 17 Barangays,” Philippine Statics Authority website <<https://psa.gov.ph/classification/psgc/>>

³ “Hontiveros: Local Coop Development Officers to Boost Recovery form Pandemic,” Senate of the Philippines website <http://legacy.senate.gov.ph/press_release/2021/0219_hontiveros1.asp>

⁴ バランガイを除く州及び市町村レベルの1,715の地方自治体のうち、CDOを配置している自治体の数は305である。“Mandatory Cooperative Development Officer Position in LGUs,” Senate of the Philippines website <http://legacy.senate.gov.ph/photo_release/2020/0722_03.asp>

⁵ An Act Making the Position of a Cooperatives Development Officer Mandatory in the Municipal, City and Provincial Levels, Amending for the Purpose Republic Act No.7160, Otherwise Known as the ‘Local Government Code of 1991’, As Amended (R.A.11535). <<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/03mar/20210409-RA-11535-RRD.pdf>>

CDO は、次の要件を満たしているものとする。

- ・ フィリピン市民⁶（可能であればその自治体の居住者）であること。
- ・ 善良な人格を有していること。
- ・ 学位（学士）（協同組合、協同組合に関する特別な研修を備えた経営管理、又は公認の大学の関連する課程が望ましい）を取得していること。
- ・ 上級公務員の資格を有していること。
- ・ 州又は市レベルで5年以上、町村レベルで3年以上、協同組合での組織運営に関する経験、若しくはそれと同等の経験を有していること。

(2) CDO の任命

地方自治体（州及び市町村レベル）は、CDO を任命しなければならない。ただし、CDO を直接任命することに代えて、地方自治体の関連部署等の既存の職に CDO の職務を統合することも選択できる。CDO を直接任命した場合、地方自治体は既存の法律、規則等に準拠して、CDO の地位、給与及び他の報酬を設定することができる。なお、CDO の任命については、改正後の第 443 条、第 454 条、第 463 条においても触れられている。

(3) CDO の職務及び責任

CDO は、協同組合開発庁（Cooperative Development Authority: CDA）に登録された協同組合の発展のため、次の職務を担うものとする。

- ① 協同組合の組織化、振興及び発展を通じた基本的なサービス・施設の提供を確保するための措置を採り、及び当該サービス・施設を提供するに際し、サングニアン（地方自治体の議会）が検討するための措置を立案し、地方自治体の長を技術的に補佐し、支援する。
- ② 協同組合と協議し、行動計画及び戦略（特に協同組合の価値、原則及び慣行を統合するようなもの）を立案し、地方自治体の長の承認を経て、それらを実施する。
- ③ 協同組合を組織することが、州及び市町村レベルの地方自治体の貧困削減、雇用創出並びに社会経済的発展の手段となるために、協同組合に組織化することが可能なグループ、コミュニティ等の特定を主導する。
- ④ CDA と協働して、登記を希望する協同組合に対して、必要な登記を行うための事前セミナー及び協同組合に参加するための事前教育セミナーの実施等に際し、支援を提供する。
- ⑤ CDA、貿易産業省（Department of Trade and Industry）、他の政府機関、協同組合連合、学術機関、その他民間組織と連携し、正式に登録された協同組合に対して、企業及び社会組織として存続するために技術的、及び他の支援を行う。これらの支援には、トレーニング、教育、経営管理、財務、財務管理等が含まれるが、それらに限定されるものではない。
- ⑥ 協同組合が国民の生活、その他の地域活動における協同組合の概念の促進及び統合に関連する政府機関、協同組合連合、学術機関及び非政府組織との連携を確立するよう支援する。
- ⑦ 予想された、若しくは予想外の人災・自然災害に対応し、協同組合を存続させるために、リスク管理計画・事業継続計画の立案・実施に際し、協同組合を支援し、必要に応じて、その後の復興支援を行う。

⁶ フィリピン市民とは、①フィリピン共和国憲法制定時にフィリピン国籍を有する者、②父又は母がフィリピン国籍を有する者、③1973年1月17日以前にフィリピン国籍を有する母から生まれ、成人に達した時にフィリピン国籍を選択した者、④法律の定めるところにより帰化した者を意味する（フィリピン共和国憲法第4条第1節）。萩野芳夫「フィリピン共和国憲法」萩野芳夫ほか編『アジア憲法集【第2版】』明石書店、2007、p.701.